

民主主義の花は **選挙** です

在 外 国 民 も 投 票 で き ま す

【 在 外 国 民 主 権 行 使 の 門 が 広 く 開 か れ ま し た 】

○2009年2月12日の公職選挙法改正により在外選挙制度が導入されることに伴い、海外に一時滞留する国民だけでなく永住権を持つ国民も大統領選挙と国会議員選挙で投票できるようになりました。

○外国にいる国民の皆様の多様な意見が選挙を通じて国政に反映されることによって、大韓民国が先進民主国家に加わる契機になります。

国民1人1人の大切な意思が揺れたり歪曲されることなく、公正公平に行使される時、一票一票が集まって、祖国大韓民国を世界の中の一流国家に成長させる原動力になります。

— 天下憂樂在選挙 —

世界の憂いと楽しみは選挙にかかっている。

善良な者を選んで正しい政治をすれば世の中のすべての国民が楽になるが、正しくない者を選んで政治を誤れば憂いと心配で過ごすことになる。

— 朝鮮王朝後期実学者 崔漢基先生 —

選挙管理委員会は
政治的中立と公正な選挙管理を
最優先しています

【海外在住の大韓民国国民の皆様！大統領選挙と国会議員選挙で投票することができます】

◇在外選挙主要日程(D=選挙日)

- D前 180日～D後 30日 → 公館ごとに在外選挙管理委員会を設置
- D前 150日～D前 60日 → 在外選挙人登録申請／国外不在者申告
- D前 39日～D前 35日 → 在外選挙人名簿／国外不在者申告人名簿閲覧
- D前 25日まで → 在外投票用紙など発送
- D前 20日まで → 在外投票所名称・所在地・運営期間など公告
- D前 14日～D前 9日 → 在外投票(6日間中、定める期間)
- D前 day → 選挙日(韓国内投票・開票)

**□海外で投票するためには
在外選挙人登録申請・国外不在者申告が必要です。**

◇申請・申告対象者

- 永住権者 → 居住国から永住権またはこれに準ずる居住目的の長期滞在資格取得者・永住目的外国居住者が含まれ、韓国内に住民登録が抹消されている者
⇒ 在外選挙人登録申請対象者
- 一時滞留(予定)者 → 韓国内に住民登録されているが旅行、学業、業務などの目的で海外に滞留する者
⇒ 国外不在者申告対象者

◇参加できる選挙

選挙権者	申請・申告	参加できる選挙
永住権者	在外選挙人登録申請	○大統領選挙 ○任期満了に伴う比例代表国会議員選挙
一時滞留(予定)者	国外不在者申告	○大統領選挙 ○任期満了に伴う比例代表国会議員選挙及び地方区国会議員選挙

※在外選挙人登録申請書と国外不在者申告書書式は申請・申告期間中、中央選挙管理委員会のホームページからダウンロードすることができます。

◇在外選挙人登録申請

- ‘在外選挙人登録申請書’提出方法
－大統領選挙と任期満了に伴う比例代表国会議員選挙の実施時ごとに在外選挙人登録申請期間(選挙日前150日から選挙日前60日まで)に公館を直接訪問して、‘在外選挙人登録申請書’を提出しなければなりません。
※公館に直接訪問して登録申請をしなければならず、郵便による申請はできません。
- 在外選挙人登録申請時の添付書類
－旅券コピーと共に、ビザ・永住権証明書・長期滞在証のコピーまたは居住国の外国人登録簿謄本のうちの一つを添付

◇在外選挙人登録申請手続き

永住権者→公館直接訪問・登録申込書提出→中央選挙管理委員会名簿作成
ホームページ閲覧・確定

※永住権者で、国内居所申告をした者が外国で投票しようとする時には国外不在者申告をしなければなりません。

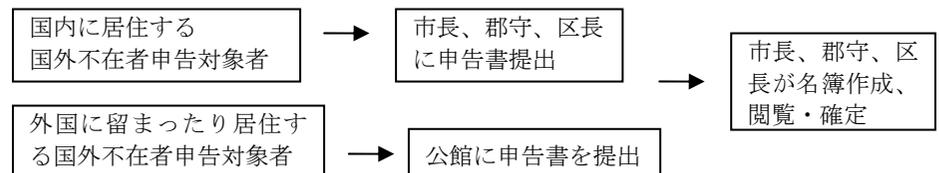
◇国外不在者申告

- ‘国外不在者申告書’提出方法
－大統領選挙と任期満了に伴う国会議員選挙(比例代表+地域区)の実施時ごとに国外不在者申告期間(選挙日前150日から選挙日前60日まで)に、韓国内に居住する人は市長・郡守・区長に、外国に留まったり居住する人は公館を経由して市長・郡守・区長に、国外不在者申告書を提出(郵便申告可能)しなければなりません。

○国外不在者申告時の添付書類

- －旅券コピー添付

◇国外不在者申告手続き



【投票は在外投票所へ行って投票用紙に政党名称などを直接書かなければなりません】

□投票用紙など受領

－在外選挙人と国外不在者申告人(以下‘在外選挙人など’)は、区、市、郡選挙管理委員会が国際特急郵便で送った‘投票用紙・在外選挙案内文・回送封筒’を受け取ることになります。

□在外投票所／在外投票期間

－在外投票所は公館に設置することを原則として、やむを得ない場合、韓国人会館など公館外施設に設置できるし、投票所は選挙日前 14 日から選挙日前 9 日まで 6 日以内の期間を定めて、運営します。

□投票時間

－現地時間午前 10 時から午後 5 時まで投票できます。(公休日も可能)

□投票手続き

－在外選挙人などは必ず在外投票所へ行って、区、市、郡選挙管理委員会から受け取った‘投票用紙、発送封筒、回送封筒’と旅券を提示して、本人確認を受けた後に記票所に入り、次の事項を投票用紙に‘直接書いて’回送封筒に入れて、のりを付けた後、投票箱に入れます。

→大統領選挙および地域区国会議員選挙 ⇒ 候補者の姓名や政党の名称または記号

→比例代表国会議員選挙 ⇒ 政党の名称または記号

□持参書類

- ①投票用紙 ②発送封筒
- ③回送封筒 ④旅券

◇在外選挙権者を対象とした、可能な選挙運動

- －候補者のインターネット ホームページを利用した選挙運動
- －韓国内衛星放送施設を利用した放送広告・放送演説
- －インターネット広告
- －情報通信網の利用
- －電話を利用したり口頭での選挙運動

※上記以外の方法では選挙運動を行うことはできません。特に団体はその名義またはその代表の名義で選挙運動を行うことはできません。

※選挙運動期間は候補者登録締め切り日の翌日から選挙日前日までであり、この期間だけ選挙運動をすることができます。

○公職選挙法は 1 年 365 日、常に政治家の不法な供応提供や金品授受行為を禁止しています。

○在外選挙犯罪の控訴時効が 5 年に延長されました。

◇政党・候補者の情報資料作成および提供

○中央選挙管理委員会は政党・候補者の情報資料を作成して、次の方法で提供します。

- －公館の掲示板に掲示
- －中央選挙管理委員会・外交通商部・公館のホームページに掲示
- －電子メール送信(受信を希望する在外選挙人などに限る)

◇世界最高水準の大韓民国選挙過程

最近、大韓民国の選挙過程はイギリス、フランス、ドイツ、スイスなどと共に世界最高水準と評価されました。

私たち委員会は、在外選挙も法が守られる中で公正に行われるように最善を尽くします。在外選挙が公正公平に行われて、国民和合と国家発展に寄与できるように国民の皆様のたいなる関心と声援をお願いします。